

三重県ＣＳＦ緊急対策資金保証料補助金交付要綱

制定 令和元年８月１３日農林水第１１－３４６号

第１ 目的

県は、三重県ＣＳＦ緊急対策資金運営要綱（令和元年８月１３日付け農林水第３４５号。以下「運営要綱」という。）に基づく資金を借り受けた農業者の債務に付された信用保証について、農業者の負担軽減を図るため、三重県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三重県補助金等交付規則（昭和３７年三重県規則第３４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第２ 補助金の交付の対象

知事は、基金協会が第１に規定する資金を借り受ける農業者に対して信用保証を付し、その保証料を徴しない場合、第３に定める信用保証料を基金協会に補助する。

第３ 補助金の額

補助金額は、保証金額に０．４７％を乗じて算定した信用保証料として、予算の範囲内で知事が認める金額とする。

第４ 補助金の申請

補助金の申請者は、基金協会とする。

- 基金協会は、４月初日から翌年３月末日までに貸付けが実行されたものについて、第３に定める補助金額を、ＣＳＦ緊急対策資金保証料補助金交付申請書（様式第１号）に記載して、関係書類を添付し知事に提出するものとする。

第５ 補助金の交付決定の通知

規則第６条の規定による交付決定の通知は、ＣＳＦ緊急対策資金保証料補助金交付決定通知書（様式第２号）により基金協会に通知するものとする。

第６ 補助事業の変更

基金協会は、事業に要する経費等の重要な変更をするときは、ＣＳＦ緊急対策資金保証料補助金交付変更申請書（様式第３号）を知事に提出し、ＣＳＦ緊急対策資金保証料補助金交付変更決定通知書（様式第４号）により、その承認を受けなければならない。

第７ 補助金の請求等

基金協会は、事業が終了したときは、知事に対し、ＣＳＦ緊急対策資金保証料補助金交付請求書（様式第５号）により補助金の交付を請求するものとする。

- 知事は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から３０日以内に保証料補助金を基金協会へ支払うものとする。
- 知事は、必要と認めるときは、保証料補助金を概算払することができる。
- 基金協会は、前項の規定による概算払を受けようとする場合は、ＣＳＦ緊急対策資金保証料補助金交付請求書（様式第６号）により交付請求するものとする。

第８ 実績報告書

基金協会は、事業の終了後２０日以内に、ＣＳＦ緊急対策資金保証料補助金実績報告書（様式第７号）に関係書類を添付し、知事に提出するものとする。ただし、事業が完了した日から３月３１日までの期間が２０日に満たない場合で、３月３１日までの提出が困難であるときは、保証料補給補助金完了届（様式第８号）を３月３１日までに提出するものとする。

第9 額の確定

知事は、第8に定める実績報告書が提出されたときは、内容を審査し、補助金額を確定し、基金協会に通知するものとする。

- 2 知事は、第7第3項に基づき概算払を行った場合、前項により確定した補助金額との過不足額を精算するものとする。

第10 補助金交付決定の取消し等

知事は、基金協会が次のいずれかに該当するときは、保証料補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した保証料補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽、その他不正の行為があったとき。

第11 調査

知事は、この要綱に基づく補給について必要と認めたときは、基金協会から報告を求め、又は調査を行うことができる。

第12 その他

この要綱の運用に関し疑義のある場合は、知事が基金協会と協議して定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和元年8月13日から適用する。

(令和元年11月12日一部改正)